

箱根町火災予防条例の一部改正について（概要版）

1 条例改正の背景・目的

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市で行われた花火大会において死者 3 名、負傷者 56 名という重大な人的被害を伴う火災が発生しました。

この火災を踏まえ、総務省消防庁において「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を開催して検討を行い、「屋外イベント会場等火災対策報告書」が取りまとめられ、平成 25 年 12 月 27 日に「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成 25 年政令第 368 号）が公布されるとともに、「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（以下「条例（例）」という。）の一部を改正する助言を全国の市町村に対して発出（平成 26 年 1 月 31 日消防予第 20 号）しています。

このように、屋外における催し等の火災危険性を低減するための対策が国から示されていることから、当町において開催する催しについても同様の規制が必要と判断し、箱根町火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例改正の主な内容

(1) 露店等を開設しようとする場合の届出に関する事項

現行の町火災予防条例では、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為などをしようとする場合は、あらかじめその旨を消防長に届け出る必要がありますが、新たに、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合について、事前の届出を義務付けます。

【 多数の者の集合する催し 】

多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりをもつものをいいます。したがって、集合するものの範囲が個人的なつながりに留まる（近親者によるバーベキュー、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は対象外とします。（「条例（例）」の運用について（通知）」平成 26 年 2 月 7 日付け消防予第 33 号に準じたもの）

【 対象火気器具等を使用する露店等 】

対象火気器具等とは、ガスなどの気体燃料、油などの液体燃料、木炭などの固体燃料及び電気を熱源とする器具（コンロ、ストーブ、グリドル、発電機など）をいい、これらを使用して開設する露店、屋台などが該当します。

【 届け出を行う者 】

「露店等を開設しようとする者」とします。ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に届出を行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者等が取りまとめて届出を行うことを想定しています。

(2) 大規模な屋外催しに係る防火管理に関する事項

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外の催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定し、当該催しの主催者に次の事項を義務付けます。

ア 防火担当者の選任

指定催し的主催者は、防火担当者を定め火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、防火担当者に当該計画に従って火災予防上必要な業務をおこなわせなければならないこと

イ 火災予防上必要な業務に関する計画の届出

催し的主催者は、指定催しを開催する日の14日前までに、上記アの計画を消防本部に提出しなければならないこと。

【 「指定催し」 ※消防長が定める要件 】

- ① 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日当たりの人出予想が10万人以上である屋外の催し
- ② 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上である屋外の催し
(「条例(例)の運用について(通知)」平成26年2月7日付け消防予第33号に準じたもの)

※ 消防長が「指定催し」として指定するときには、あらかじめ当該催しを主催する者の意見を聴き、指定した際は、主催する者に通知するとともに公示します。

(3) 罰則に関する事項

上記(2)の火災予防上必要な業務に関する計画を消防本部へ提出しなかった場合は、当該催し的主催者に対し、30万円以下の罰金を科すこととします。

なお、この罰則は、「指定催し」の主催者である法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。)の代表者や個人だけでなく、法人に対しても同時に適用される場合があります。

(4) 施行期日に関する事項

公布の日からの施行を予定しています。また、施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、上記(2)の規定は適用しない旨の経過措置を設ける予定です。